

恵庭市ふるさと納税推進業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年11月

恵 庭 市

恵庭市ふるさと納税推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「恵庭市ふるさと納税推進業務委託」に係る公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定める。

1. 目的

恵庭市は、ふるさと納税制度を通じて本市の魅力発信やシティプロモーションを推進しており、これらの取組を通じて寄附件数の増加を図り、地域経済の活性化および効果的な行政運営を推進してきている。

本事業においては、寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品等の発注・配送管理、寄附金受領証明書等の発送、さらには本市のシティプロモーションにつながる広報・P Rなど多岐にわたる本業務について、民間事業者が有する多様なアイデアやノウハウを活用することにより、より効果的かつ効率的な運営体制を確立することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名：恵庭市ふるさと納税推進業務委託
- (2) 業務内容：別紙「恵庭市ふるさと納税推進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。
- (3) 履行期間：

契約の締結日（令和8年1月末を予定）から令和11年3月31日まで（3年間）但し、令和7年第4回恵庭市議会定例会における補正予算が議決された場合において契約を行うものとする。

なお、本業務に係るふるさと納税の寄附の受付は、令和8年4月1日から開始するものとし、契約締結後の業務の引継ぎ及びシステム構築等の準備期間については、委託料は発生しないものとする。

- (4) 見積価格上限額等：

この業務に係る見積価格上限額は150,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、業務委託料の積算にあっては、見積価格上限額の範囲内とすること。
※見積価格上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、令和7年度の予算の内容に応じた参考価格とする。

※見積価格上限額には、実費精算を見込んでいる「返礼品調達料金」及び「返礼品送料」を含まないものとする。

3. 応募要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札に参加することができない者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第25号）の規定により、更生または再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者でないこと。
- (4) 本市から指名停止を現に受けていないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税並びに本市の徴収金を滞納していないこと。
- (6) 本業務と同種又は類似する業務実績を有し、かつ、経営状況及び財務状況が良好であること。
- (7) 仕様書要件に対応できること。

4. スケジュール

内容	日時
(1) 公募開始	令和7年11月14日（金）
(2) 質問書の提出期限	令和7年11月28日（金） 12時必着
(3) 質問書に対する回答通知	令和7年12月 2日（火）
(4) 参加意思表明書等の提出期限	令和7年12月 4日（木） 12時必着
(5) 資格審査結果通知	令和7年12月 9日（火）
(6) 企画提案書の提出期限	令和7年12月23日（火） 12時必着
(7) プレゼンテーション開催日	令和8年 1月 8日（木）
(8) 選定結果通知	令和8年 1月14日（水）
(9) 契約締結	令和8年 1月23日（金） 予定
(10) 契約開始に向けた準備期間	令和8年 3月31日（火）まで
(11) 業務の開始	令和8年 4月 1日（水）

※上記スケジュールは変更の可能性がある。変更の場合は別途通知する。

5. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問の提出及び回答は次のとおり行う。

- (1) 提出期限：令和7年11月28日（金） 12時必着
- (2) 提出場所：恵庭市企画振興部企画課
- (3) 提出方法：電子メールで提出（様式自由）

e-mail : kikaku@city.eniwa.hokkaido.jp

※送信時に必ず受信確認を行うこと。

(4) 回答方法 :

令和 7 年 1 月 2 日 (火)、質問者に対し電子メールで通知するほか、全質疑結果を恵庭市公式ホームページで公開する。

(5) 留意事項 :

本要領及び仕様書に関する内容以外の質問は受け付けない。

6. 参加意思表明手続き及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。なお、資格審査により不適合と判断された場合は、本プロポーザルへの参加資格がないものとする。

(1) 提出期限 : 令和 7 年 1 月 4 日 (木) 12 時必着

(2) 提出場所 : 恵庭市企画振興部企画課 (市役所本庁舎 4 階)

〒061-1498 北海道恵庭市京町 1 番地

TEL : 0123-33-3131 (内線 4701) FAX : 0123-33-3137

(3) 提出方法 : 持参又は郵送 (書留郵便又は配達証明に限る。) とする。

(4) 提出書類 : (各 1 部)

ア. 参加意思表明書 (様式第 1 号)

イ. 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (直近 1 ヶ月以内のもの)

ウ. 直近の事業年度における財務諸表等の写し

エ. 直近年度の国税、都道府県税及び市税の納税証明書 (未納がないことが確認できるもの)

オ. 会社概要書及び会社概要パンフレット

(5) 資格審査結果通知 :

資格審査結果を令和 7 年 1 月 9 日 (火) にメールで通知し、同日付で郵送する。

なお、審査結果について、電話等での問い合わせには一切応じない。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出期限 : 令和 7 年 1 月 23 日 (火) 12 時必着

(2) 提出場所 : 恵庭市企画振興部企画課

(3) 提出方法 : 持参又は郵送 (書留郵便または配達証明に限る。) とする。

(4) 提出書類 : (各正本 1 部・副本 9 部)

ア. 会社概要

イ. 業務体制

ウ. 業務工程表

エ. 本業務と同様又は類似した事業の業務実績

オ. 企画提案書 (別紙「仕様書」に十分留意すること。)

カ. 見積書

キ. 業務協力予定調書

ク. 配置予定者調書

本件提案業務において、配置を予定している業務責任者と担当者について記載し提出すること。

※様式の指定のないものは、任意の様式で提出とする。用紙サイズはA4版とする(A3版の折込みは可)。

※副本は企業名を黒塗し提出すること。

※企画提案書は25ページ以内で作成し、提案すること。

※企画提案書は、評価基準に記載する評価の視点の順番で記載すること。

(5) 見積書の作成

見積書に記載する金額は、下記ア～ウの内容について、「様式第2号 見積明細書(必須項目)」に記載すること。また、追加提案に関する費用が発生する場合については、「様式第2号 見積明細書(追加項目)」に記載すること。

ア. 令和6年度寄附受入れ額

寄附件数 13万件、寄附金額 2,630,000 千円

※寄附管理システムを介する件数と金額を示している。

イ. ワンストップ特例申請受付見込件数

約42,000件

ウ. 見積項目

① 様式第2号見積明細書(必須事項)に記載する費用の内容

1) 基本委託料：寄附金額の●%

※主に仕様書「5 業務内容」(1)～(6)の業務委託料。

※パーセンテージは、寄附金額に対する委託料の割合を記載すること。

2) ワンストップ特例申請の受付及び不備対応等：●円／1件

※仕様書「5 業務内容」(7)に係る委託料。

3) その他業務遂行に必須となる費用(該当がある場合)

② 費用見積書(追加項目)に記載する費用の内容

4) 提案者が独自に実施する PR や広告宣伝に関する企画提案に要する費用(該当がある場合)

※1)～3)のすべての費用の合計が、見積限度額の範囲内となる提案とすること。ただし、4)に係る費用については、提案内容により一律の費用比較が困難であることから、別紙2「恵庭市ふるさと納税推進業務委託プロポーザル評価項目及び評価基準」の「3 見積価格に関する項目」の評価に係る金額の対象外とし、「2 企画提案書、ヒアリングに関する項目」において評価するものとする。

エ. 見積限度額

150,000千円(税込)

オ. 留意事項

ア) 見積限度額は、契約時の予定価格を示すものではなく、令和6年度予算の内容に応じた参考額とする。

- イ) 契約は、上記「(5) 見積書の作成」での作成を想定している。
- ウ) 返礼品代金及び送料については、本委託契約の契約内容に含めることとするが、別途実費等による支払となるため、本プロポーザルの見積額からは除外する。

8. 選定方法

本プロポーザルによる受託候補者を選定するため、「恵庭市ふるさと納税推進業務委託」公募型プロポーザル事業者選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(1) 選定委員

選定委員は、「恵庭市ふるさと納税推進業務委託」公募型プロポーザル事業者選定審査委員会設置要綱の定めるところによる。

(2) プrezenteーション審査

ア. 評価基準の各項目について事業者を評価し、選定委員会の合議によって順位付けを行う。

イ. 各委員の得点の合計点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決定する。

ウ. 評価点は、配点設定をした評価項目ごとに評点するものとする。

(3) 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、「恵庭市ふるさと納税推進業務委託」公募型プロポーザル審査要領に定める。

(4) 留意事項

ア. 参加事業者数又は提案辞退等により、審査対象事業者が1者のみとなった場合でも、プレゼンテーションは実施する。

イ. プrezenteーション審査において、全審査委員の評価点合計の平均点が120点未満となる場合は、受託候補者として選定しない。

ウ. 審査結果に関する異議は一切受け付けない。

9. プrezenteーション

(1) プrezenteーションは、令和8年1月8日（木）に実施する。参加事業者には別途詳細な日時・場所等を通知する。

(2) プrezenteーションの持ち時間は、説明25分以内、質疑応答を15分の合計40分とする。

※スクリーン及びプロジェクターは本市が用意する。その他パワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参すること。

(3) 特段の理由なく欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

10. 失格事項

- (1) 企画提案書等の提出期限に遅れた者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (3) その他選定委員会が不適格と認める者

11. 選定結果通知

- (1) 選定結果は、全参加者へ郵送で通知する。
- (2) 下記事項を恵庭市公式ホームページで公開する。
 - ①業務名称
 - ②受託候補者の名称及び評価点
 - ③受託候補者以外の評価点
 - ④その他
- (3) 受託候補者にならなかつた企画提案者は、1月 21 日（水）までに書面（任意様式）にて説明を求めることができるものとし、この場合、1月 28 日（水）までに書面により回答する。

12. 契約手続き

恵庭市財務規則等の関係法令の規定に基づき、受託候補者と委託契約を締結する。
なお、仕様書、契約条件の詳細については別途協議するものとする。

13. その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者が負担する。
- (2) 各提出書類について、提出期限以降の差替え及び再提出は原則認めない。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は本プロポーザル以外での無断使用はしない。ただし、「恵庭市情報公開条例」等の関連規程に基づき公開する場合がある。
- (5) 電子メール等の通信事故については、恵庭市はいかなる責任も負わない。
- (6) 選定された企画提案書の内容については、協議の上、内容を一部変更する場合がある。

14. 本プロポーザルに関する問い合わせ先

恵庭市企画振興部企画課（市役所庁舎4階）
〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
TEL：0123-33-3131（内線4701） FAX：0123-33-3137
e-mail：kikaku@city.eniwa.hokkaido.jp